

連携型イノベーション研究開発事業

<企業連携型>

平成 25 年度
公 募 要 領



公益財団法人京都産業 21

目 次

I. 事業の概要	1
(1)目的 (2)応募資格 (3)公募する事業の対象範囲 (4)資金支援の規模・期間等 (5)支援対象経費 (6)事業の仕組み	
II. 応募資格	5
(1)グループの資格要件 (2)提案者 (3)研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件	
III. 応募手続	8
(1)応募 (2)応募受付期間 (3)提出・問い合わせ先 (4)公募説明会の開催 (5)ホームページの掲載URL	
IV. 審査	11
(1)審査方法 (2)審査基準 (3)ヒアリングの実施及び質問	
V. 採択	13
(1)審査結果の通知 (2)資金支援の方法 (3)資金支援の内容 (4)支払い (5)その他	
VI. 成果	14
(1)実績報告書 (2)成果の帰属 (3)成果の事業化	
VII. 中間評価・最終評価・フォローアップ評価	15
(1)中間評価 (2)最終評価 (3)フォローアップ評価(追跡評価)	
<参考1> 京都イノベーション創出ネットワークのご案内	16
<参考2> 京都府元気印中小企業認定制度のご案内	17
■ FAQ	17
■ 提案書様式	19
■ 参考資料	36

連携型イノベーション研究開発事業<企業連携型>公募要領

I. 事業の概要

(1) 目的

本事業は、京都府の補助を受けて創設したもので、市場ニーズの多様化、製品ライフサイクルの短縮化、技術の高度化・複雑化等に対応するため、各社の強みを結集してイノベーション創出を狙う中小・中堅企業を核とした共同研究グループ（以下「グループ」という。）に対して、技術開発・事業化を定額補助金等により支援し、製品開発の加速化・早期事業化の達成を促進するとともに、共同での研究開発を通じた京都企業のものづくり技術の向上や、京都経済の次代を担う新産業・新事業の創出により、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

(2) 応募資格

本事業には、環境、ウエルネス等の成長分野において、各社の強みを結集することでイノベーションの創出、早期製品化を狙う中小・中堅企業を核としたグループが応募できます。

京都府内に本社を置く中小企業（以下「府内本社中小企業」という。）の参画は必須。

また、補助金は、一定の条件の下で、府内本社中小企業以外にも交付します。

詳細は「II. 応募資格」の項（5～8ページ）を参照してください。

(3) 公募する事業の対象範囲

1) 対象分野

今回公募する対象分野は、京都が強みを有し、高い成長が期待できる産業分野である、
①環境・エネルギー関連技術分野、②ライフサイエンス・ウエルネス関連技術分野、
③ＩＣＴ・コンテンツ関連技術分野、④試作関連技術分野において、具体的な製品化を目指した研究開発について支援します。

したがって、研究開発を開始するための十分な基礎研究、調査等の蓄積があることが前提となります。技術シーズ・知見の研究を本事業の主体とすることはできません。

また、事業化のための生産技術等であって、研究開発要素のあるものは含まれますが、研究開発要素の薄い量産設備等の整備事業は含まれません。

（各分野の想定する技術内容は、36・37ページの参考資料参照）

※ 同一研究テーマでの複数の提案はできませんので、ご注意ください。

2) 各分野の対象範囲

- ①環境・エネルギー関連技術分野 ②ライフサイエンス・ウエルネス関連技術分野
- ③ＩＣＴ・コンテンツ関連技術分野

上記分野に関連した具体的な製品化、サービス展開等を前提とした研究開発を対象としています。

※ I C T ・ コンテンツ関連技術分野について

コンテンツ関連については、コンテンツの制作、流通・管理等に必要とされる研究開発を対象とし、コンテンツ自体の制作費用は事業の対象範囲外とします。ただし、従来のコンテンツ制作に利用されていなかった技術を利用した先導的コンテンツのプロトタイプ制作等は対象範囲に含まれます（研究開発の過程で、評価や検証作業等に必要な場合）。

④試作関連技術分野

新たな技術の導入に取り組むための試作品開発を通じて、具体的な製品化、サービス展開等を目指すものを対象としています。また、既に基本的な機能を確認した1次試作品等が完成した後の、最終的な製品化に向けた生産技術開発でも対象とします。

なお、新たな技術の導入とは以下に例示する内容を含みます。

(例)

- ・コストの低減
- ・現在保有する技術の性能向上
- ・新たな機能の付加、軽量化
- ・少量多品種の試作品開発を効率的に実施するための基盤技術の向上を目指すもの

※ 分野の選択に当たっては、提案課題の技術内容に加えて、36・37ページの参考資料を参照の上、決定願います。

(4)資金支援の規模・期間等

分野	補助率	期間	資金支援総額	採択予定
①環境・エネルギー 関連技術分野				
②ライフサイエンス・ ウエルネス関連技術分野				
③I C T ・ コンテンツ 関連技術分野	定額 補助金	1 年 間	1グループ当たり 1千万円～5千万円以内	3件 程度
④試作関連技術分野 の4分野				

※期間は補助金交付決定の日から、1年間(12ヶ月間)となります。

(例：25年度の補助金交付決定を25年10月とした場合)

- ①25年度：平成25年10月～平成26年3月末日まで
 - ②26年度：平成26年交付決定日～平成26年9月末日まで
- ※①+②=12ヶ月間

次年度の資金支援に関しては、2月頃に実施する研究開発の進捗状況等の評価により、継続することが望ましいと判断されるものに限られます。

(5) 支援対象経費

支援対象経費は以下の項目を基本とします。

(研究開発に直接関係のない間接経費は対象外)

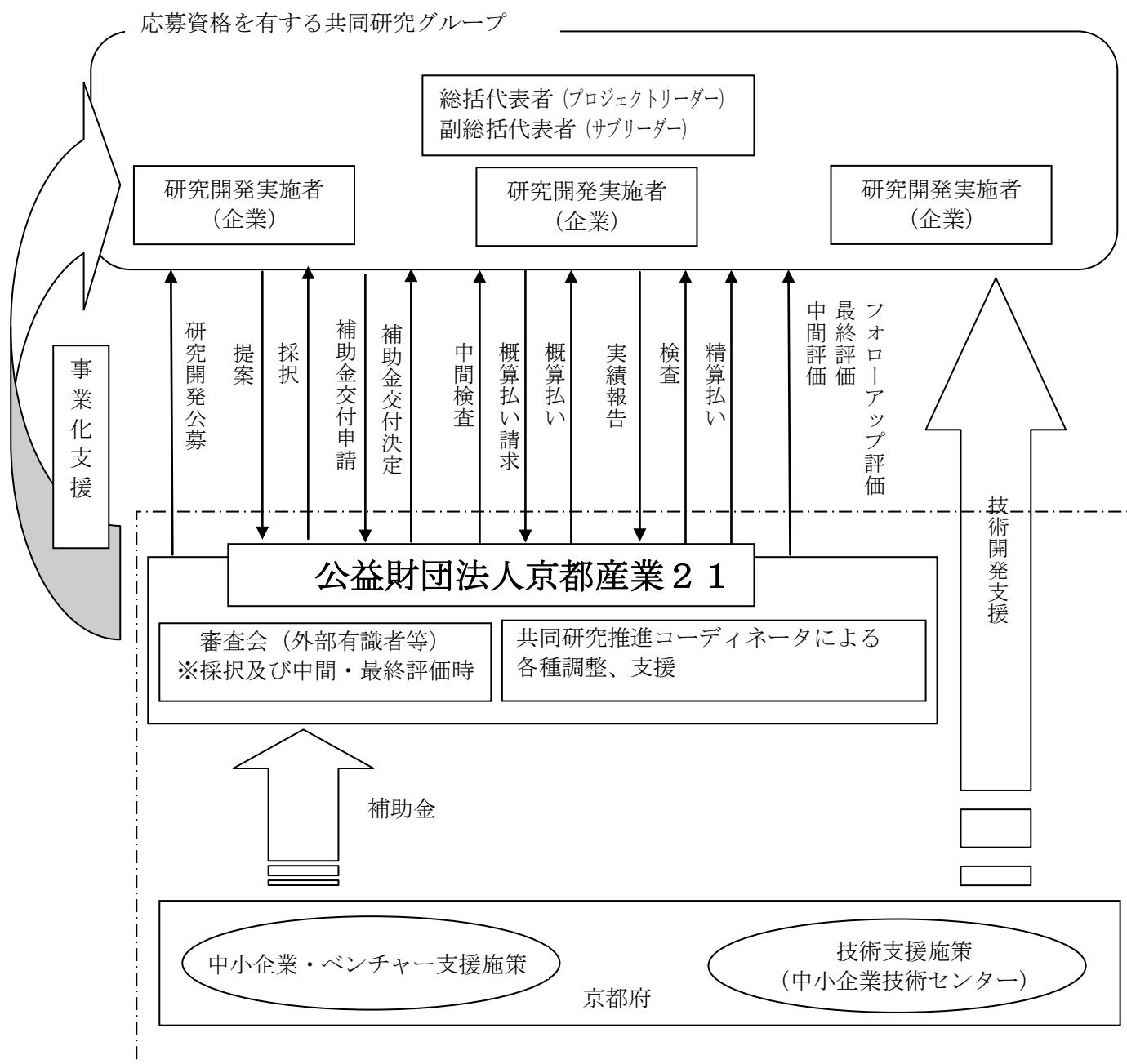
費　目	説　明
材料費・消耗品費	研究開発の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入に要する経費〔例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等〕
設備費	研究開発遂行に必要な機械装置・設備、その他備品の製作、購入、改造に要する経費。また、機械装置等と一体となるソフトウェアも含まれます。ただし、研究開発の遂行に必要不可欠な機能、規模と認められるものに限ります。 汎用品の購入を制限するものではありませんが、リースが困難な正当な理由があり、当該研究開発に必要不可欠な機器についてのみ対象となります。
直接人件費	研究開発に直接関与する者（役員、臨時の雇用者を除く）の研究開発従事時間に対応する人件費。時間単価は、最大2,000円を限度として、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と比較して低い方とします。ただし、所定外労働時間は含みません。
外注費	自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費。ただし、研究開発の核となる要素すべてを外注することはできません。
その他直接経費	研究開発に必要な産業財産権の導入・出願等に要する経費、試験費、機器使用料、リース費・レンタル費、ソフトウェア購入費、技術指導受入れに要する費用、研究開発成果の完成度を高めるために行う試作品の展示会への出展費用、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費 ※ その他経費は事業化に必要な経費で、数量が個別具体的に把握可能なものとし、間接経費に相当するものは対象外となります。

<支援対象経費に関する留意事項>

- 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象外とします。
- 補助事業実施期間中に発注・契約、納品、支払をしたものが支援対象となります。
- グループを構成する各企業においては、グループ内の他の企業への設備・消耗品等の発注や外注を行うことは、原則として認められません。いわゆる親会社・子会社等についても同様です。
- 提案に当たっては、必要経費について可能な限り精査した額を計上してください。必要額を超えた積算をしている場合は、審査上マイナスとなることがあります。
- 設備の導入については、使用頻度、必要性、税負担や維持管理コストも考慮の上、調達方法（リース又は購入）を十分検討して費用を計上してください。

(6)事業の仕組み

事業提案の募集、審査を経て、採択します。採択された提案に対しては資金支援とともに、公益財団法人京都産業21（以下「産業21」という。）の担当コーディネータが各種調整等について最大限の支援をします。



Ⅱ. 応募資格

応募は、以下の要件を満たすグループのみが行えます。

(1) グループの資格要件

府内本社中小企業に加えて、さらに1社以上の企業の参画を必須条件とします。また、府内本社中小企業又は府内に本社を置く中堅企業（以下「府内本社中堅企業」という。）のいずれかがグループの代表企業であることが必要です。なお、グループ構成員は以下のとおりです。

①府内本社中小企業<必須>

- a) 京都府内に本社を置く中小企業の参画を必須とします。
- b) 参画する中小企業の役割は、研究開発に必要不可欠な役割を担うなど、主体的な関わりをもって共同開発を推進するとともに、その成果・効用を自社又はグループを構成する他の企業が利活用できることが必要です。

②グループを構成する企業及び補助金交付要件

本社の所在地や中小企業、中堅企業、大企業の区分は問いません。ただし、府内に本社又は研究所、工場等、提案内容の研究開発を遂行する拠点がある場合のみ補助金の交付対象企業となります。

※実質的に、いわゆる「親会社」「子会社」の関係にある場合は、両社を1社とみなして、補助金交付先はいずれかとなります。

※「本社を置く」「拠点がある」場合とは、原則、提案者の登記簿謄本に記載されていることが必要です。

○中小企業の範囲（本制度独自に以下の定義とします。）

資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業。

主たる事業として営んでいる業種	<資本金基準> 資本金の額又は出資の総額	<従業員基準> 常時使用する従業員の数 (注1)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注2)以下の項目に該当する場合は、それぞれ本制度独自に定める中堅企業又は大企業とみなし、除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の中堅企業又は大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の中堅企業又は大企業の所有に属している法人
- ・中堅企業又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

ただし、以下に該当する者については、中堅企業又は大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関と基本約定書を締結した者（特定VC）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

○中堅企業の範囲（本制度独自に以下の定義とします。）

上記の中小企業以外の企業のうち、直近の決算又は過去3年の決算の平均において売上高が400億円以下の企業。なお、上記（注2）に記載する内容について、「中堅企業又は大企業」を「大企業」に読み替え、準用する。

○大企業の範団（本制度独自に以下の定義とします。）

上記の中堅企業の基準を超える企業。

<応募可否と補助金交付可否>

区分	本社の所在地 (本店登記)	京都府内における 研究所、工場等 開発拠点の有無	代表企業 としての 資格	応募に当た っての構成 員資格	補助金交付
中小企業	京都府内 (参画必須)	京都府内に拠点 有	○	○	○
		京都府内に拠点 無	○	○	○
	京都府外	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無	×	○	×
中堅企業	京都府内	京都府内に拠点 有	○	○	○
		京都府内に拠点 無	○	○	○
	京都府外	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無	×	○	×
大企業	京都府内	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無	×	○	○
	京都府外	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無	×	○	×

※ 法人格のない個人事業者についても中小企業の参画とみなしますが、代表企業としての資格はありません。

<応募可能な例：先頭は代表企業、() の中は補助金交付可否>

ア：府内本社中小（○）+府外中小（府内拠点有：○）+府外大（府内拠点無：×）

イ：府内本社中堅（○）+府外大（府内拠点有：○）+府内本社中小（○）

ウ：府内本社中小（○）+府外大（府内拠点無：×）

エ：府内本社中堅（○）+府外中堅（府内拠点有：○）+府内本社中小（○）

オ：府内本社中小（○）+府外中小（府内拠点有：○）

＜応募に関するその他留意事項＞

- 協同組合を一つのグループとして応募はできません。
- 大学等研究機関については、グループの構成員として扱いません。ただし、グループを構成する各企業が、補助金を原資として受託研究契約や共同研究契約を個別に大学等研究機関と締結することを妨げるものではありません。
- 代表企業（府内本社中小企業又は府内本社中堅企業）について、府外への本社移転や今後移転の検討を開始することが明確な場合は、地域経済活性化という政策上の趣旨から代表企業としては認められません。また、府外企業についても、府内の研究所、工場等の拠点について、府外への移転等が明確な場合は、補助金交付の対象となりません。
- 国や他の自治体等による競争的研究資金において、不正経理や不正受給を行ったことがある企業や、法人税等の滞納がある企業は原則応募資格がありません。
- 京都企業創造ファンド（J A I C – 京都ものづくり V B 育成投資事業有限責任組合）において支援を受けている企業については、本事業の補助金交付を受けられない場合がありますので、個別にご相談ください。
- クリエイション・コア京都御車及び同志社大学連携型起業家育成施設(D-egg)に入居の企業については、本事業の補助金交付を受けられない場合がありますので、応募の際には個別にご相談ください。
- 京都企業戦略的共同研究推進事業、中小企業技術開発促進事業（企業連携型）、連携型イノベーション研究開発事業（企業連携型）による補助金交付（これら事業による事業化可能性検証補助金は除く）を受けた企業は、補助金交付対象企業としての応募はできません。

③総括代表者、副総括代表者＜必須＞

グループには、総括代表者(以下「プロジェクトリーダー」という。)、副総括代表者(以下「サブリーダー」という。)を置くことが必要です。

プロジェクトリーダーは研究開発の計画、実施及び成果管理を総括する役割で、全体をマネジメントし、本事業に係る全責任を有する者とします。

プロジェクトリーダー若しくはサブリーダーのどちらか1名は、グループの代表企業（府内本社中小企業又は府内本社中堅企業）が担当してください。

（2）提案者

グループの代表企業（府内本社中小企業又は府内本社中堅企業）と、グループを構成するすべての企業（補助金交付要件に係わらず）の連名で提案してください。

なお、補助事業実施期間の途中でも、以下の要件等を満たさなくなった場合、グループとして、採択の取消しや支援の中止をすることがありますので留意してください。

- ① 代表企業はグループとしての研究開発全体に係る進行管理及びとりまとめを行い、グループを構成するその他の企業も、共同研究の円滑な遂行に向けて、各社とも相互に誠意を持って協力し、製品開発後に想定する適切な成果配分にも十分な調整・合意をすること。
- ② グループを構成する各企業が、研究開発に係る自社の役割についての進行管理、経理管理、財産管理等一切の責任を負うこと（補助事業実施期間終了後も含む）。また、補助事業実施期間中における不測事態への対応と処理を行い、研究開発を貫徹する能

力を有すること。

(3) 研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件

1) 研究開発提案内容

①他の公的機関から重複して資金支援を受けていない研究開発であること。

②他社の知的財産権を侵害しないことを確認済みであること。

2) 研究開発実施体制

①プロジェクトリーダー及びサブリーダーの適性

プロジェクトリーダー及びサブリーダーは次のいずれにも該当すること。

a) 高い事業化能力を有し、研究開発の企画立案並びに実施及び成果管理のすべてについて総括を行う能力を有していること。

b) 当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。

②グループの財政的健全性及び管理能力・体制

当該研究開発を遂行できる財政的健全性を有していること。また、グループ構成員相互の関係を調整し、事務的管理及び研究開発成果を活かし事業化する能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

③各企業の開発体制及び能力

当該研究開発に参加する各企業に研究開発を行うための体制が整備されており、開発能力があること。

④その他

グループ構成員相互が地理的に著しく離れている場合には、具体的な連携方法が明確であること。

III. 応募手続

(1) 応募

① 提案書様式

a) 提案書様式は、本公募要領によるものを使用してください。また、提案書様式は以下のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.ki21.jp/josei/kyodo/h25/kobo.html>

b) 提案書の用紙の大きさは、A4判、片面印刷でお願いします。

c) 記入は内容の正確を期すため、Word を使用し、判読し易く作成してください。

d) 提案書は日本語で作成してください。

e) 通しページは【様式1】を1ページとし、提案書下中央に打ってください。

※ 提出書類は審査、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。
(参考：個人情報保護指針は産業21のホームページで公開しています。)

②提出書類

- a) 提案書 2部 (【様式10】は添付資料に含めても可)
- b) CD-R 1枚 (提案書の内容がすべて記録されたもの。Wordで保存)

③添付資料

提案に当たっては、以下の書類が必要となります。

- a) グループを構成する各企業の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）(各2部。うち1部はコピー可。)
- b) グループを構成する各企業の直近の決算（営業）報告書（1期分）又はそれらに準じるもの（各2部）
- c) 株主一覧表（グループを構成する各企業の出資者及び出資額の一覧が記載されている書類）(各2部)
- d) 【様式9】に記載の特許（合計最大3件）の出願書類の写し（各2部）
なお、出願準備中の特許や、該当するものが無い場合は添付不要です。
- e) グループを構成する各企業の概要がわかるパンフレット等（各2部）

※個人事業主の場合は、上記のほか、開業届(写)又は税申告書(写)（各2部）

④注意事項

- a) 提出書類に不備がある場合や、受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、審査対象とならないことがありますので、ご注意ください。
- b) 他の公的機関の採択等との重複を確認するため、同一テーマ又は類似のテーマの申請を行っている場合若しくは過去に採択された場合は、【様式3】⑧に必要事項を記入してください。

(2) 応募受付期間

平成25年4月9日(火)～6月11日(火) 午後5時必着（郵送又は持参）

※郵送等の場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるようご注意ください。
なお、電子メールやFAXによる提出は受け付けません。

【様式10】及び添付資料については、グループを構成する各企業が個々に提出していただいても構いません。

（留意事項）

- ・1社でも提出が遅れた場合、受付期間内に提出がなかったものとして扱います。
- ・必ず、提案書の【様式1】写しを同封してください。

(3) 提出・問い合わせ先

本公募に係る提出書類は、郵送又は持込によりご提出ください。提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。なお、問い合わせは、原則電子メール又はFAXでお願いします。

※受付時間：月～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

○公益財団法人 京都産業21 連携推進部

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134（京都府産業支援センター内）

TEL：075-315-9425 FAX：075-314-4720

電子メール sangaku@ki21.jp



(提出のみ) 公益財団法人 京都産業21 北部支援センター
(丹後・知恵のものづくりパーク内)

〒 627-0004

京丹後市峰山町荒山225 (KTR峰山駅から徒歩約10分)

TEL : 0772-69-3675 FAX : 0772-69-3880



(4) 公募説明会の開催

本事業の内容、応募に当たっての手続き等についての公募説明会を実施しますが、応募資格として出席を義務づけるものではありません。

(5) ホームページの掲載 URL

本公募要領は、以下のホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

また、提案書作成の作業効率向上のために、表形式の部分についてはExcelファイルを用意しておりますのでご活用ください。（あくまでも作業用であり、提出の際は、所定のWord様式でご提出ください。）

ホームページアドレス <http://www.ki21.jp/josei/kyodo/h25/kobo.html>

IV. 審査

(1) 審査方法

提案内容の審査は、外部有識者等で構成される審査会で行います。

審査会は非公開で行われ、審査経過及び審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

審査会は、研究開発成果の事業化可能性及び早期実効性に最も重点を置いて審査します。その他、概ね以下の項目を基に総合的に審査します。

1) 新規産業創出の観点からの評価

研究開発成果が試作品製作段階に留まるものではなく、実際に新規産業の創出に向けて事業化を目指す研究開発であること。

なお、「事業化」とは製品開発の完了、又は、製品開発の完了までの工程中に特に解決困難な技術的課題が想定されない状態、或いは、市販まで至ったものを指します。

（コンテンツ関連技術分野については、「製品開発の完了」を今回の研究開発の成果により、コンテンツ自体の制作、流通、管理等が実現可能な状態になること、として扱います。）

2) 事業化可能性及び早期実効性の評価

① 予想される市場規模及び市場占有率の妥当性

予想される市場において、今回開発する製品が競合製品に比べ価格的・性能的に優位性があり、かつ予想市場規模及び市場占有率が妥当であること。

② 事業化計画の明確化・妥当性

補助事業実施期間終了後の製造・サービス、販売、市場獲得等の事業化計画が具体的であり、かつ、その想定する製品スペックや価格が、現在及び近い将来の市場動向等から見て妥当であること。

③ 参加企業の事業化能力

グループを構成する各企業の資金、人材、技術等の経営資源が役割分担に相応しく十分に備わっていること。

3) 研究開発内容の評価

① 研究開発の目的・目標の妥当性

製品開発等の観点から、研究開発の目的・目標が当該事業分野での最近の技術水準や今後の技術トレンド等と比較して適切であること。

② 研究開発内容の妥当性

研究開発目標を達成するために、研究開発課題が明確に抽出されており、その課題の解決方法やスケジュールなど、開発全体が適切であり、整合性が図られていること。

③ 開発体制及び技術者の開発能力の妥当性

グループを構成する各企業の協力関係や役割分担が明確であり、開発体制及び技術者の開発能力が提案課題の実施上妥当であること。

④ 研究開発費の妥当性

開発費提案額が研究開発計画等に照らして妥当であり、代表企業をはじめグループを構成する各企業の役割分担や研究内容に応じて適切な経費が計上されていること。

⑤ 研究開発内容の新規性

開発内容に新規性があり、かつ研究開発を開始するために十分な基礎研究、調査等の蓄積があること。

4) 地域経済への波及効果等

① 地域産業界への経済的効果

開発の成果が、地域経済の活性化や新規雇用創出等に寄与することが期待できること。

また、グループを構成する企業間において、役割分担の内容や人的資源・技術面等の寄与度から見て、特定の企業に不利益がないこと。

② 中小企業への波及効果

開発の成果により、中小企業が保有する技術の活用、技術力向上、販路拡大等の波及効果が期待できること。

※なお、試作関連技術分野においても以下の点を考慮の上、同様の審査基準とします。

補助事業実施後、少なくとも下記の条件をすべて満たす試作品の完成が確実に見込まれること。

- ア 顧客に対し実演（デモ）が可能で、商品化の計画（販売時期、販売見込み価格、付加できる機能等）について説明出来るレベルであること。
- イ デモは、単に『動く』だけではなく、従来技術・商品と比較して優位性を説明できるレベルであること。
- ウ 販売に必要な規制・規格をクリアしていること。また、使用時の安全性、商品としての基本的要件に関する課題が解決されていること。
- エ 特許出願等、当該試作品を活用した事業化の遂行に不可欠な産業財産権の確保が、事業化計画に応じた適切な段階で講じられていること。

(3) ヒアリングの実施及び質問

公募締切後、提案内容の審査において、必要に応じて産業21と中小企業技術センター等の京都府関係者がヒアリング等を実施いたします。また、その際、資料の提出を求めることがあります。

V. 採 択

(1) 審査結果の通知

審査結果については、産業21から文書でグループの代表企業へ通知します。この審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 資金支援の方法

採択された提案者には、各社からの補助金交付申請に基づき各社毎に補助金を交付決定します。(補助金交付対象企業のみ)

なお、補助金交付決定により必ずしも資金支援の額が確定するものではありませんので注意願います。

(3) 資金支援の内容

①産業21が資金支援する対象費用は、3ページに記載する費目で製品開発・事業化を図るための研究開発に直接必要な経費とします。

[補助対象外経費の例]

- ・通常の生産活動のための設備投資の費用、家賃等
- ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費(研究の一環として実施する評価用テスト販売を除く)
- ・不動産の購入費
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用
- ・金融機関などへの振込手数料
- ・旅費、運送料、運搬料
- ・京都府が設置した公設試験研究機関に対する支出

※上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費。補助対象可否について不明点がある場合は事前にご相談願います。

②本事業に係る資金支援は、各社の強みを結集してイノベーション創出を狙う中小・中堅企業を核としたグループに対して、資金を提供し、製品開発の加速化・早期事業化の達成を支援するものです。従いまして、製品販売等の確実な成果を出していただく必要があります。

③本事業関係者は、この趣旨を十分理解し、効果的・効率的な研究開発に資金を集中し、事業化等に最大限努めるものとします。

④事業の適正な進行管理を図るため、本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合、又は研究開発の成果が期待できないと判断された時は、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。

(4) 支払い

支払いは原則精算払いとします。なお、必要に応じて年1回程度の概算払いを請求することができます。ただし、概算払いの請求額は、採択後に、研究開発実行計画やグループを構成する各企業の経費執行計画を元に協議の上決定します。また、直接人件費に関しては、すべて精算払いとします。

(5) その他

①採択案件は、プレス発表など必要に応じて研究開発内容の要約を公表します。

②採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。

③採択後は、提案企業間で、補助事業への協力や秘密保持等を定めた共同研究契約を締結していただきます。

VI. 成果

(1) 実績報告書

補助金の交付決定期間終了毎に、実績報告書を提出していただきます。

(2) 成果の帰属

研究開発を実施することにより発生した特許権等の知的財産権など成果の帰属先は、以下の3項目を遵守していただくことを条件に、提案者となります。

①知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく産業21に報告すること。

②補助事業実施期間終了以降、翌年度から起算して5年度までの期間に事業化等による利益が生じた場合は、支援金額を上限として、産業21との調整により本補助金の寄与率、要した減価償却費、運転資本の増加、設備投資等を考慮した基準納付額を算出の上、その1/2を産業21に納付すること。

③相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、産業21が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。

(3) 成果の事業化

成果を事業化することが最大の目標であり、グループ関係者は積極的な事業活動に努めることはもとより、京都府産業支援センター（産業21及び中小企業技術センター）が研究開発案件毎に最大限の支援をします。

VII. 中間評価・最終評価・フォローアップ評価

(1) 中間評価

研究開発の進捗状況等については、その効率的で効果的な推進に資するため、必要に応じて産業21と中小企業技術センター等の京都府関係者が進捗ヒアリングを行い、資金支援の継続に関する協議を求めることがあります。その際、研究開発の大幅な計画変更と認められる場合や計画全体の大幅な遅延等が予測される場合には、随時、審査会を開催し、変更内容の妥当性や支援継続の可否について評価を行う場合があります。

また、年度末（2月頃）には外部有識者等で構成される審査会によって実施状況の評価を行います。

なお、評価の結果によっては、計画変更等が支援継続の条件となる場合又は資金支援の打ち切りや支援金額の減額がされる場合もありますのでご留意ください。

(2) 最終評価

補助事業実施期間終了時には、全体計画に照らして、事業化の蓋然性、達成度等、最終評価を行い、その結果を公表します。また、事業展開に支障の無い範囲で、産業21が開催する成果発表会等に協力していただくことがあります。

(3) フォローアップ評価（追跡評価）

フォローアップ評価（追跡評価）として、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は、その後の事業化の進捗状況や成果の波及効果などについて所定の様式により、報告することが必要となります。

<参考1>

京都イノベーション創出ネットワークのご案内

『京都イノベーション創出ネットワーク』(通称: K I C - N e t ・ キックネット) とは、京都企業の皆様の技術開発促進を願って設置する会員制ネットワークです。

技術をキーとした企業間の交流プラットフォームとして、京都企業の強みや知恵の融合を図るきっかけづくりを目指しています。コーディネータによる技術面等の支援などにより、新たな共同研究プロジェクトを創出し、新たな製品の早期開発や京都の産業技術基盤の向上を目指しています。

支援メニュー

1 会員専用サイト等オンラインツールの提供

→会員企業の求めるニーズ（技術課題）、保有する強みを閲覧可能。セキュリティに配慮したコミュニケーションツールも用意

2 情報発信・収集支援

→会員企業の「強み」をポータルサイトでPR。京都産業21や京都府等による技術開発補助制度等の各種支援施策の情報提供

3 マッチング、プロジェクトの推進支援

→京都産業21と京都府中小企業技術センターが連携してマッチング、事業化を支援

K I C - N e t の詳細・入会は下記URLからご覧いただけます。

<https://kic-net.jp/>

K I C - N e t は、京都企業（京都府内に本社又は工場、研究所等拠点を置く企業）の連携を積極的に推進するために設けられたネットワークです。ご興味のある方は、上記URLにアクセスいただき、是非ご参加ください。（入会・年会費とも無料）

<参考2>

京都府元気印中小企業認定制度のご案内 (京都府中小企業応援条例に基づく認定制度)

本補助金に採択された府内本社中小企業の提案(事業計画)については、一定の手続きにより、京都府中小企業応援条例に基づく認定を受けることができます。
(詳細は、採択の後、お知らせいたします。)

○認定制度の概要

中小企業者が自社の技術等の「強み」を生かし、得意分野でオンリーワンをめざすなど、新たな事業展開を図るために作成する「研究開発等事業計画」を京都府知事が認定する制度

○各種支援施策等

認定された場合、一定の期間、以下の支援施策が利用できます。

- ・京都府中小企業融資制度
- ・不動産取得税の軽減措置
- ・育成型設備投資支援事業（設備投資補助）、京もの市場開拓推進事業（販路開拓補助）の優先取扱い
- ・京都府中小企業新技術開発応援制度(中小企業チャレンジ・バイ)

京都府元気印中小企業認定制度の詳細は下記URLからご覧いただけます。

<http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/1177388457956.html>

F A Q

Q 1：府内本社中小企業A社+他府県企業B社（京都に拠点がない）の場合でも応募は可能か。

A：応募自体は可能です。ただし、補助金の交付対象としては、A社のみが対象となります。また、この場合でも、A社がB社に外注は原則としてできません。

Q 2：いずれも府内本社企業で、中小企業A社、中堅企業B社、B社の子会社であるC社で応募した場合、補助金交付はどうなるか。

A：補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。

※上記における「子会社」とは、財務面での観点では本公募要領5ページ「中小企業の範囲」において、(注2)に該当する場合を想定しており、事業方針等の意思決定面では、役員総数の2分の1以上を他の企業の役員や職員が占めている法人等を想定しています。(代表取締役が同じ場合など実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合は上記扱いとなります。)

Q 3 : 府外企業の補助金交付要件となる、「研究所、工場等の拠点」には、営業所や事務処理のみを行っている支社なども含まれるか。

A : 一般的な営業所や事務処理のみを行っている支社は含まれません。また、「○○研究所」「○○工場」という名称のみで判断するものではなく、登記簿上の記載や、提案内容の研究開発を遂行する上で必要十分なスペースと研究メンバーの体制が恒常に整備されている場所であることを考慮して判断します。

Q 4 : 「直接人件費」の時間単価の算出方法を具体的に示してほしい。

A : 基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と、上限 2000 円を比較して、低い方となります。ただし、提案時には、厳密な時間単価の計算は不要であり、一律 2000 円として計算していただければ結構です。（採択後の補助金交付申請時には別途調整します。）

Q 5 : 大学との共同研究や受託研究の費用は、どの費目に計上すればよいか。

A : その他直接経費で計上願います。

Q 6 : 「その他直接経費」に、展示会への出展費用とあるが、出展に伴う運送費や旅費も対象か。

A : 出展ブースの小間料を対象としており、運送費や社員の展示会場への旅費は対象となりません。

Q 7 : 購入した設備について、事業完了後の取扱いはどうなるのか。

A : 所有権は購入された企業に帰属します。研究開発終了後、そのまま生産設備に活用したい場合は、当方が研究開発の完了を確認すれば、所定の手続きを経た上で、生産設備に転用することができます。その場合も補助事業実施期間終了年度の翌年度から 5 年度間は処分（売却・譲渡等）できません。

Q 8 : 分野が 2 つの分野にまたがる場合は、いずれの分野で応募すればよいか。

A : 公募する対象分野は、いずれも京都府が推進している分野です。分野に、有利・不利はありませんので、提案者が最も相応しいと思われるいずれか 1 つの分野を選んでください。

Q 9 : 「他の公的機関等から重複して資金交付を受けていない研究開発」とあるが、他の公的機関等から似通ったテーマで資金交付を受けている場合は、どう判断すればよいか。

A : 公的資金の重複投資を防止する意味で同一テーマでの提案を禁ずるもので、他の公的機関から補助を受けていても棲み分けの区分が明確であれば、提案が可能な場合がありますのでご相談ください。

連携型イノベーション研究開発事業

<企業連携型>

提案書 様式

提出書類チェックシート

■提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうかチェックして同封してください。

テーマ名 :	
代表企業名 :	
チェック欄	提出物
提出書類 (2部)	<input type="checkbox"/> 提案書（表紙） (【様式1】 : 2枚)
	<input type="checkbox"/> 提案書概要 (【様式2】 : 1枚)
	<input type="checkbox"/> 研究開発内容等説明書 (【様式3】 : 6枚以内)
	<input type="checkbox"/> 事業計画 (【様式4】 : 2枚以内)
	<input type="checkbox"/> 販売計画 (【様式5】 : 1枚)
	<input type="checkbox"/> 提案総額内訳表 (【様式6】 : 必要枚数)
	<input type="checkbox"/> プロジェクター・サブリーダー経歴書 (【様式7】 : 2枚)
	<input type="checkbox"/> 構成メンバー一覧表 (【様式8】 : 1枚)
	<input type="checkbox"/> 特許リスト (【様式9】 : 1枚)
	<input type="checkbox"/> 提案企業の概要 (【様式10】 : 必要枚数)
<input type="checkbox"/> CD-R 提案書（様式1～10）の内容がすべて入力されたもの (1枚)	
添付資料	<input type="checkbox"/> 提出書類チェックシート (1枚) (本紙)
	<input type="checkbox"/> 各企業の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書。発行後3箇月以内のもの。) (各2部。うち1部はコピー可)
	<input type="checkbox"/> 各企業の直近の決算（営業）報告書（1期分）又はそれに準じるもの (各2部)
	<input type="checkbox"/> 各企業の株主一覧が記載されている書類 (各2部)
	<input type="checkbox"/> 【様式9】の記載に対応した特許の出願書類の写し (各2部)
	<input type="checkbox"/> 各企業の概要がわかるパンフレット等 (各2部)

■通しページは【様式1】を1ページとし、提案書下中央に打ってください。

■各様式は、枚数を厳守してください。

■CD-Rは、代表企業名、テーマ名がわかるようにしてください。

記載に係る注釈事項（青字）は提出時には削除願います。

【様式 1】

平成 年 月 日

提 案 書

公益財団法人京都産業21
理事長 石田 明 様

押印は不要です。 グループを構成する企業の連名で記載

府内本社の中小企業又は中堅企業のみ

提案者（代表企業）

企業名：_____
区 分：_____
住 所：〒_____
役 職：_____
氏 名：_____

※区分の欄には、公募要領の定義により、「中小企業」「中堅企業」又は「大企業」と記載願います。
また、提案者に補助金交付対象外企業が含まれる場合は、〇〇企業の後に「交付対象外」と記載願います。

※提案者はグループの構成企業の数だけ適宜追加願います。

提案者

企業名：_____
区 分：_____
住 所：〒_____
役 職：_____
氏 名：_____

提案者

企業名：_____
区 分：_____
住 所：〒_____
役 職：_____
氏 名：_____

連携型イノベーション研究開発事業<企業連携型>について、下記のとおり提案します。

記

1. テーマ名

事業内容を的確に表現した簡潔な名称を記載

2. 分野

(記載例) 環境・エネルギー関連技術分野

3. 提案事業費

	提案事業費総額 (消費税込)	内支援対象額 (消費税抜)	内支援希望金額 (消費税抜)
平成25年度	千円	千円	千円
平成26年度	千円	千円	千円
合 計	千円	千円	千円

※千円未満切り上げ

他の様式との整合性と、税抜・税込の違いに注意してください。

4. 担当者（窓口）

企業名：
住 所：〒
役 職：
氏 名：
T E L : F A X :
電子メール：

5. 総括代表者（プロジェクトリーダー）

企業名：
役 職：
氏 名：
T E L : F A X :
電子メール：

6. 副総括代表者（サブリーダー）

企業名：
役 職：
氏 名：
T E L : F A X :
電子メール：

※留意点 提案書は、図表を含み20ページの「提出書類チェックシート」に記載の枚数以内(A4判)にまとめてください。

【様式2】 提案書の全体概要を、1枚（A4サイズ）に要約して記載ください。

< 提 案 書 概 要 >

代表企業名		その他の 提案企業名	
テーマ名	事業内容を的確に表現した簡潔な名称を記載		
分野	(記載例) 環境・エネルギー関連技術分野		

1.事業(研究開発)の背景及び当該分野における研究開発動向

2.研究開発の内容と目標

(1) 研究開発の内容

(2) 補助事業終了時に達成すべき技術目標値

3.事業化の計画

(1) 販売計画

(2) 予想される市場規模・占有率

4.提案者間の協力関係

提案者間の役割分担、協力関係について記載

注) 採択が決まった場合は、本提案書概要を基に事前に内容確認の上、公表用に使用します。

【様式3】 【様式3】全体で6枚以内としてください。

研究開発内容等説明書

①事業（研究開発）の背景及び当該分野における研究開発動向

事業を実施する上で、提案者の強みと思われる社会的・経済的・技術的背景を踏まえ、応募テーマに関連・類似する最新の技術水準や今後のトレンド、また、国内外の研究開発動向とともに、応募テーマとの関係や相違点について明瞭に記述してください。

②研究開発の内容

事業を達成するために、

- ① どのような技術・知見を活用し、研究開発をどのような方法で行うのか
- ② そこにはどのような研究開発課題があり、それを本提案の研究開発方法でどう解決するのかを明瞭に記述してください。

③技術目標値

【様式4】に記載の各年度の目標設定の根拠を明瞭かつ具体的に記述してください。

④当該研究開発の代替技術・競合商品

今回の提案に際して代替技術・競合商品・サービスを記入してください。また、その技術等に対して改善性にすぐれていること、性能面や価格など、今回提案の優位性、強みを具体的に記入してください。

また、国内外他社における類似特許との関係、抵触等の可能性などについても記述してください。

⑤販売計画等

【様式5】に記載の数値根拠を明瞭かつ具体的に記述してください。

販売計画を、生産・販売・市場獲得などの具体的な事業内容を反映して、記述してください。

また、販売以外での地域経済・社会に貢献する要素についてアピールしたい点があればここに記載してください。

想定する市場における競合製品・代替手段等に対する本製品等のシェアの推移の見通しの根拠を記述してください。さらに、本製品の市場の特色を記述してください。

*ICT・コンテンツ関連技術分野、試作関連技術分野については、今回の技術開発の成果を活用することで、最終的に市場に与える影響を極力数値で示すようにしてください。(例：成果活用による制作・製造コスト削減率や、作品への新たな付加価値付与によるシェア率アップの想定値など)

⑥販売・普及のスキーム図

研究開発完了後に想定される製造・販売ルートを、仕入先・外注先・販売先・ユーザー企業と関連させて、図示・説明してください。

また、説明には以下の点を必ず加えてください。

ア 製造・販売、各々の段階で、構成企業の各社がどのような役割を担うのか(想定で結構ですが、可能な限り詳細に記載願います。また、補助事業期間中のみ参画する企業がある場合でも、その後の関係について記述願います。)

(説明例)

A社… (製造開始後) A社保有の特許をB社に譲渡

(販売開始後) 当該技術に係るコンサルティングを必要に応じてB社に行う。

B社… (製造開始後) A社から特許を譲り受け、グループ外企業への外注により生産、C社からは部品供給契約締結

(販売開始後) B社製品として同社の販売ルート活用。C社とは部品の保守契約

C社… (製造開始後) B社とは部品の供給について契約予定

(販売開始後) B社とC社供給部品について1年間の保守契約予定

イ 構成企業間における成果配分についての基本的な考え方を記載してください。

ウ 販売の一部又は全部を構成企業で行わない場合は、他との協力関係を記述してください。

⑦提案者間の協力関係

今回の研究開発について、以下の点について記述してください。

- ・研究開発に関してどのような役割を担うか（各社毎に記載）
- ・技術面等における、用いる強みやノウハウ等（各社毎に記載）
- ・主たる研究開発の場所（グループとして利用する共通拠点の有無や、各社の開発拠点）
※グループ構成員相互が地理的に著しく離れている場合には、具体的な連携方法を記載
- ・グループとして、これまでの共同研究契約や秘密保持に関する取り決めの有無・締結時期

⑧公的機関の他の委託、補助、助成制度等への類似プロジェクトの実施もしくは申請等の状況

応募プロジェクトと関連のある研究開発課題で、国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体が行う事業で過去に実施済み（3年以内）、実施中もしくは申請中及び申請予定のプロジェクトがあれば、「研究開発テーマ名」「関係省庁等名」「事業名」「研究開発期間」「開発資金の額」「該当代表者」「本提案との相違点」を記入してください。

⑨専門用語の解説

今回の提案に際して使用した専門用語・略語について、個々に簡潔に（1件最大300字度）解説してください。

【様式4】 【様式4】全体で2枚以内としてください。

事 業 計 画

※サブテーマ数や企業数に応じて行を追加願います。

(単位：千円)

年 度 别		2 5 年度		2 6 年度 (補助事業終了年度)	
サブテーマ名	企業名	上 期	下 期	上 期	下 期
〇〇の開発 事業費： (税込)	株式会社 〇〇〇〇 事業費： (税込)	—	〇〇部の設計	〇〇の組立	—
	技術目標値	—	可能な限り、数値で記載願います。		—
	〇〇〇〇 株式会社 事業費： (税込)	—	〇〇の部品の設計	〇〇の部品の組立	—
	技術目標値	—			—
事業費： (税込)			事業化に必要な法令手続き(許認可・届出)がある場合は 本様式中に適宜行を追加する等により明示願います。		—
	技術目標値	—			—
事業費： (税込)		—			—
	技術目標値	—			—

【様式5】 【様式5】全体で1枚としてください。

販 売 計 画

項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
製品等の販売想定推移 (A) グループ全体の販売想定額の合算 (百万円)	—				
製品・サービスの売上に関連した予想される市場規模の想定推移 (B) (百万円)					
市場におけるシェアの想定推移 (C) (%)	—				

【様式6－1】

提案総額内訳表[総括表]

<費目別総括>

(単位:千円)

項目	25年度	26年度	総額
(支援対象経費： <u>消費税抜</u>)			
① 材料費・消耗品費			
② 設備費			
③ 直接人件費 (役員、臨時の雇用者を除く)			
④ 外注費			
⑤ その他直接経費			
小計(税抜)			
税込合計額(A)			
(支援対象外経費： <u>消費税込</u>)			
⑥ 旅費及び交通費			
⑦ その他人件費			
⑧ その他間接経費			
税込合計額(B)			
総合計(A+B)			

<構成企業別総括>

(単位:千円)

	項目	25年度	26年度	総額
代表企業名	事業費総額(税込)			
	支援対象額(税抜)			
	支援希望額(税抜)			
企業名	事業費総額(税込)			
	支援対象額(税抜)			
	支援希望額(税抜)			
企業名	事業費総額(税込)			
	支援対象額(税抜)			
	支援希望額(税抜)			
総合計	事業費総額(税込)			
	支援対象額(税抜)			
	支援希望額(税抜)			

*補助金交付対象外の構成企業については、「支援希望額(税抜)」欄は『0』と記載ください。

【様式6-2】 **※グループの構成企業毎に作成願います。**
※補助金交付対象外の構成企業についても、記載願います。

提案総額内訳表[構成企業毎] (○○工業(株))

(単位：千円)

項目	25年度	26年度	総額
(支援対象経費： <u>消費税抜</u>)			
① 材料費・消耗品費			
② 設備費			
③ 直接人件費 (役員、臨時の雇用者を除く)			
④ 外注費			
⑤ その他直接経費			
小計（税抜）			
税込合計額（A）			
(支援対象外経費： <u>消費税込</u>)			
⑥ 旅費及び交通費			
⑦ その他人件費			
⑧ その他間接経費			
税込合計額（B）			
総合計（A+B）			

1点1000万円以上の設備調達（市販品購入だけではなく、自社や外注による改造・組立により、同程度の資産価値のある機械装置・実験用プラント等を構築する場合も含む）がある場合は、

- ①設備の名称（メーカー名、型番も想定するものがあれば記載）
- ②使用目的や当該技術開発で購入が不可欠な理由
- ③所要経費見込額
- ④予定設置場所
- ⑤グループの中で調達の主体となる企業と当該設備を利用する企業を記載し、添付資料として添付してください（様式自由）

【様式7】

プロジェクトリーダー・サブリーダー 経歴書

氏名														
① 所属・役職名														
② 経歴（年数がわかるように記載してください）														
③ 自社におけるプロジェクト経歴（3件以内）※1社単独開発でも記載していただいて結構ですが、他機関との共同研究プロジェクトの経験がある場合は優先的に記載願います。 (記入例) <table border="1" style="margin-top: 5px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">プロジェクト名</th> <th style="width: 50%;">連携先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....の研究</td> <td>固有名詞ではなく、「他の企業2社」「〇〇大学」等を記載</td> </tr> <tr> <td>*****の技術開発</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			プロジェクト名	連携先の研究	固有名詞ではなく、「他の企業2社」「〇〇大学」等を記載	*****の技術開発							
プロジェクト名	連携先													
.....の研究	固有名詞ではなく、「他の企業2社」「〇〇大学」等を記載													
*****の技術開発														
④ 当該技術開発のリーダーとしての適格な理由（事業化に対しての経験等）														
⑤ 現在までに本人が発明者となっている特許リスト（3件以内） (記入例) <table border="1" style="margin-top: 5px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">特許登録番号</th> <th style="width: 60%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">提案テーマ関連</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>***</td> <td>***装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>....の方法</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			特許登録番号	名 称	提案テーマ関連	***	***装置	の方法	○			
特許登録番号	名 称	提案テーマ関連												
***	***装置													
...の方法	○												
注) 当該プロジェクトに関する場合は○を記載（【様式9】との整合性に注意願います。）														

注) プロジェクトリーダー、サブリーダー各々について作成してください。

【様式8】

構 成 メ ン バ 一 一 覧 表

※【様式1】に「提案者」として記載した企業についてのみ記載すること

研究員氏名	所 属	役 割 分 担	関与時間／週
(株)OO工業 (補助対象) OO OO	研究開発部	プロジェクトリーダー	
(補助対象外) OO OO	~~~部	OOOOの開発	
△△電機(株) (補助対象) △△ △△	生産グループ	サブリーダー	
(補助対象外) △△ △△	生産グループ	OOOOの開発	

【様式9】

特許リスト

事業化に必要な出願済及び出願準備中の特許等（グループ構成企業に係る分に限る）を記入ください。

整理番号	発明の名称	出願番号 (出願年月日)	出願人	発明者	登録番号	備考
1						
2						
3						

注) 3件以上は記載しないこと。

注) 上記記載の特許等の出願書類の写しを最大3件、添付資料として提出願います。

なお、出願準備中の特許等については出願書類を添付する必要はありません。

【様式10】 本様式は添付資料扱いとして各企業が個々に提出することも可能です。

提案企業の概要（構成企業毎）

企業名	OOOO株式会社 <u>(京都工場)</u> (府外企業で府内に拠点のある場合は、当該拠点名も併せて記入)		
住所	〒本社住所を記入 (府外企業で府内に拠点のある場合は、当該住所も併せて記入) OO県OO市OO3-1 <u>(京都工場：京都府△△市△△12-3)</u>		
電話番号	() -	FAX 番号	() -
代表者名			
設立	(西暦) 年 月 日		
資本金	(万円)		
従業員	(人)		
ホームページ	http://		
技術分野			
主な営業品目			
企業の概要 〃 PR (200字以内)			
技術の強み、 技術を活かし た製品のPR (400字以内)	(技術名・製品名)		

<財務状況>

(単位：百万円)

	/	/	/
① 売上高 (当期収入合計額)			
② 経常利益 (当期収入合計額- 当期支出合計額)			
③ 当期利益			
④ 減価償却費			
⑤ 純資産の部合計 (正味財産の部合計)			
⑥ 研究開発費			

注) 直近3期分の数値を記入してください。

財務状況説明

参考資料

以下はあくまでも例示であり、提案可能な技術・製品・システムを特定するものではありません。

①環境・エネルギー関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
エンド・オブ・パイプ(公害対応)	大気汚染測定・防止、水質汚濁測定・防止、汚染土壤計測装置・汚染土壤浄化、合併処理浄化槽
廃棄物の適正処理	廃棄物焼却場、中間処理施設及び最終処分場、有害廃棄物処理
廃棄物の減量・有効利用(5RE)	Refine(分別・分解)、Reduce(減容・減量)、Reuse(再使用)、Recycle(再資源化)、Reconvert to Energy(燃料化)
エコ・マテリアル	生分解性樹脂、生分解性潤滑油、酸化チタン(光触媒)、水素貯蔵、非スズ系船底塗料、植物性インク
環境調和型施設(住宅)	環境共生住宅、高気密・高断熱の省エネ住宅、屋上・壁面緑化、中水道、雨水利用
建築構造物の長寿命化、再利用促進	改修・補修、不燃素材、古材活用
環境配慮型製品	エコ・プロダクト、エコ・グッズ、自然素材を活かせる伝統的なものづくり
新エネルギー	自然エネルギー(太陽光、風力等)、水素エネルギー、バイオマス、廃棄物エネルギー
省エネ&省資源エネルギー	低公害車、コーポレーティブ・ソリューションシステム、ヒートポンプ、排熱・未利用エネルギー活用システム、節電機器
自然修復・復元	緑化・植林事業、ビオトープ、多自然型河川・自然共生型河川改修、土壤改良、農地改善、山里の回復、自然環境保全型農業

② ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
ライフサイエンス関連	疾患の予防・健康管理、診断・計測、治療・再生・生体機能代替を可能とする等、医療の高度化に繋がる材料や機器の開発(ただし、動物専用医療機器は除く)
ウェルネス関連	○健康創出・ヘルスケア・QOL(生活の質向上)に寄与する機器や機能性材料等の開発 ○心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある老人又は要介護者、心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具・補装具

③ I C T・コンテンツ関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
通信業、放送業、情報サービス業、情報通信関連 製造業、情報通信関連サービス業、情報の生産、加工、蓄積、流通、供給を行う業並びにこれに必要な素材・機器の提供等を行う関連業	半導体、ストレージ・メモリ、コンピュータ、ネットワーク(高速化・大容量化、光ファイバー等の伝送路技術、伝送方式等)ユーザビリティ(表示デバイス技術等)及びソフトウェア
さまざまなメディア上で流通する、映像・音楽・ゲーム・図書など、動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される情報の内容によって対価を産み出す産業	コンテンツの制作、流通・管理、消費・受容する過程で用いられる技術全般 (例) 著作権管理技術、ネットワーク技術、アーカイブ技術、DB技術、音声合成・音声認識、圧縮技術、WEBテクノロジー、人工知能、個人認証技術、ユーザーインターフェース技術、3DCG技術、立体映像技術、検索技術、蓄積メディア技術、コンテンツ評価

④ 試作関連技術分野

本分野は特定の産業分野や要素技術の方向性を示すものではなく、新たな技術の導入に取り組むための試作品開発を通じて、具体的な製品化、サービス展開等を目指すものを対象とします。また、既に基本的な機能を確認した1次試作品等が完成した段階以降の、最終的な製品化に向けた生産技術開発でも対象とします。

なお、新たな技術の導入とは以下に例示する内容を含みます。

(例)

- ・コストを低減
- ・現在保有する技術の性能向上
- ・新たな機能の付加・軽量化
- ・少量多品種の試作品開発を効率的に実施するための基盤技術の向上を目指すもの